

# 令和6年度 弘前市農作業省力化・効率化対策事業（水田スマート農業推進タイプ） 公募要領

## 1 目的

この要領は、農業者が行う水田農業における生産性の向上を図るための取組を支援し、もって当市の持続的な食糧の安定生産と供給ができる産地体制を構築するために実施する弘前市農作業省力化・効率化対策事業（水田スマート農業推進タイプ）の公募にあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 公募期間

第1回 令和6年7月16日（火）から8月16日（金）まで

第2回 令和6年10月15日（火）から11月15日（金）まで

## 3 対象者

（1）応募資格を有する者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

① 次のいずれかに該当するもの

ア 市内に住所を有する農業者

イ 市内に本店を有する農地所有適格法人

ウ 市内に住所を有する農業者、市内に本店を有する農地所有適格法人で組織する団体  
(以下「農業者団体」という。)

② 令和6年産水稻生産実施計画書兼経営所得安定対策等の交付金に係る営農計画書（以下、「営農計画書」という。）を弘前市農業再生協議会に提出しており、当該営農計画書において、土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこしのいずれか）を作付け予定であることが確認できること

（2）以下の①～②のいずれかに該当するものは応募対象外とする。

① 令和4年度及び令和5年度において納付すべき、個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び法人市民税（以下、「市民税等」という。）を滞納（農業者団体においては構成員のうち1者以上が滞納）しており、事業の交付申請までに当該滞納市民税等の完納が見込めないもの

② 応募時点で別表ポイント配分表に記載する獲得ポイントが0のもの

（3）応募後に（2）に該当することが確認された場合、当該応募は無効とする。

## 4 事業内容

（1）主に水田（作物は土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこし）に限る。）で利用する以下に掲げるスマート農業機械で、耐用年数が4年以上（中古の機械にあっては、2年以上）のものの導入に要する経費の一部を支援する。

①自動操舵システム

②直進アシスト機能付き田植え機

- ③自動飛行ドローン
- ④水管管理システム
- ⑤RTK-GNSS 均平システム

- (2) (1)に掲げるスマート農業機械の導入に要する経費のうち、スマートフォン、パソコン等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性が高いものとして認められる付帯設備は対象外とする。
- (3) 本事業または、令和6年度に県が実施する令和6年度青森県物価高騰対応「スマート農業機械」導入促進事業により補助を受けた又は受けようとする経費と同一の経費は対象外とする。

## 5 拠助金額・拠助上限額

拠助対象経費の実支出額（税抜金額）の2分の1に相当する額（千円未満切り捨て）以内の額（上限額：1,000千円）

## 6 応募方法

### (1) 提出書類

- ① 応募用紙（様式第1号）
- ② 参考見積書（1者分、原則弘前市内の業者とする。）
- ③ 導入する機械のカタログ
- ④ 獲得ポイント確認書類（別表に記載の書類）
- ⑤ 【法人又は農業者団体】定款又は規約
- ⑥ 【農業者団体のみ】構成員名簿

### (2) 提出先

弘前市農林部農政課（市役所前川本館3階）

### (3) 提出方法

上記提出先へ持参により提出。

### (4) 受付時間

公募期間における平日（祝日を除く。）の8時30分から17時まで

## 7 採択候補者の選定

- (1) 応募額の合計額が予算額を上回る場合は、採択候補者はポイント制により選定を行うことを基本とし、その選定方法については別に定める。
- (2) 選定の結果は、決定後速やかに全ての応募者に書面で通知するものとする。



(別 表) ポイント配分表

No.	項目	ポイント	配点基準	必要書類
1	規模拡大	3	令和5年7月1日から令和6年6月30日の間に土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこし）の作付面積を1ha以上拡大していること。	なし（市で確認）
2	経営規模	2	令和6年産の土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこし）の作付面積の合計面積が20ha以上であること。	なし（市で確認）
3	①認定新規就農者 ②認定農業者等 ③集落営農組織 ※いずれか1つのみ加点 (注)	1	<p>①応募時点で、青年等就農計画認定書が交付されており、計画認定の有効期間が令和6年度中であること、又は青年等就農計画の認定申請中であること。</p> <p>②以下のいずれかの要件を満たすこと。            ア 応募時点で、農業経営改善計画認定書が交付されており、計画認定の有効期限が令和7年度以降であること、又は農業経営改善計画の認定申請中であること。            イ 青年等就農計画の有効期限が令和5年度中であり、かつ、令和6年度中に農業経営改善計画の認定申請予定であることが確認できること。</p> <p>③経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1の（1）の①のイの（ウ）の規定に基づき、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものとして市が判断し通知しているもの。</p>	<p>①なし（市で確認）</p> <p>②ア：なし（市で確認） イ：確約書</p> <p>③なし（市で確認）</p>
4	セーフティネット加入者 ①収入保険 ②水稻共済 ③収入減少緩和交付金（ナラシ対策） ※いずれか1つのみ加点	1	<p>①令和6年産の農産物に係る収入保険に加入していること。</p> <p>②令和6年産の農作物に係る水稻共済に加入していること。</p> <p>③令和6年産の農作物に係る収入減少緩和交付金（ナラシ対策）の加入申請を行っていること。</p>	<p>①、②、③ なし（市で確認）</p>
5	健診（検診）の受診 (注)	1	令和5年4月1日から応募時点の間で健診（検診）を受診していること、又は令和6年度末までに受診予定であることが確認できること。 ※法人の場合は、代表者が健診（検診）を受診していること、又は受診予定であること。	健診（検診）受診の領収書、又は結果通知書等 (受診予定の場合は予約票等)
6	環境負荷の低減	1	令和6年産の土地利用型作物（水稻、大豆、麦、子実用とうもろこし）の栽培管理において、以下のいずれかに取り組んでいること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学肥料・化学農薬の使用量を慣行の5割以上低減</li> <li>・有機質資材（堆肥、魚かす、油粕かす等）の利用</li> <li>・土壤診断の実施</li> <li>・局所施肥の実施</li> <li>・緑肥作物の導入</li> <li>・バイオ炭の農地施用</li> </ul>	取組が分かる書類

(注) 申請者が農業者団体の場合、「No.3（③を除く。）」及び「No.5」は構成員のうち過半が配点基準を満たす場合に加点する。